

環境影響評価書案

—羽村駅西口土地区画整理事業—

(本編・資料編)

平成8年4月

羽 村 市

第1章 総括

1-1 事業者の名称及び所在地

名 称：羽村市

代表者：羽村市長 井上篤太郎

所在地：東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番1号

1-2 対象事業の名称及び種類

名 称：羽村駅西口土地区画整理事業

種 類：土地区画整理事業

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都羽村市の羽村駅西口地区（羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各一部（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ））の約43haにおいて土地区画整理事業を実施するものである。計画の概要を表1-3-1に示す。

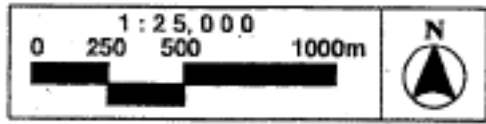
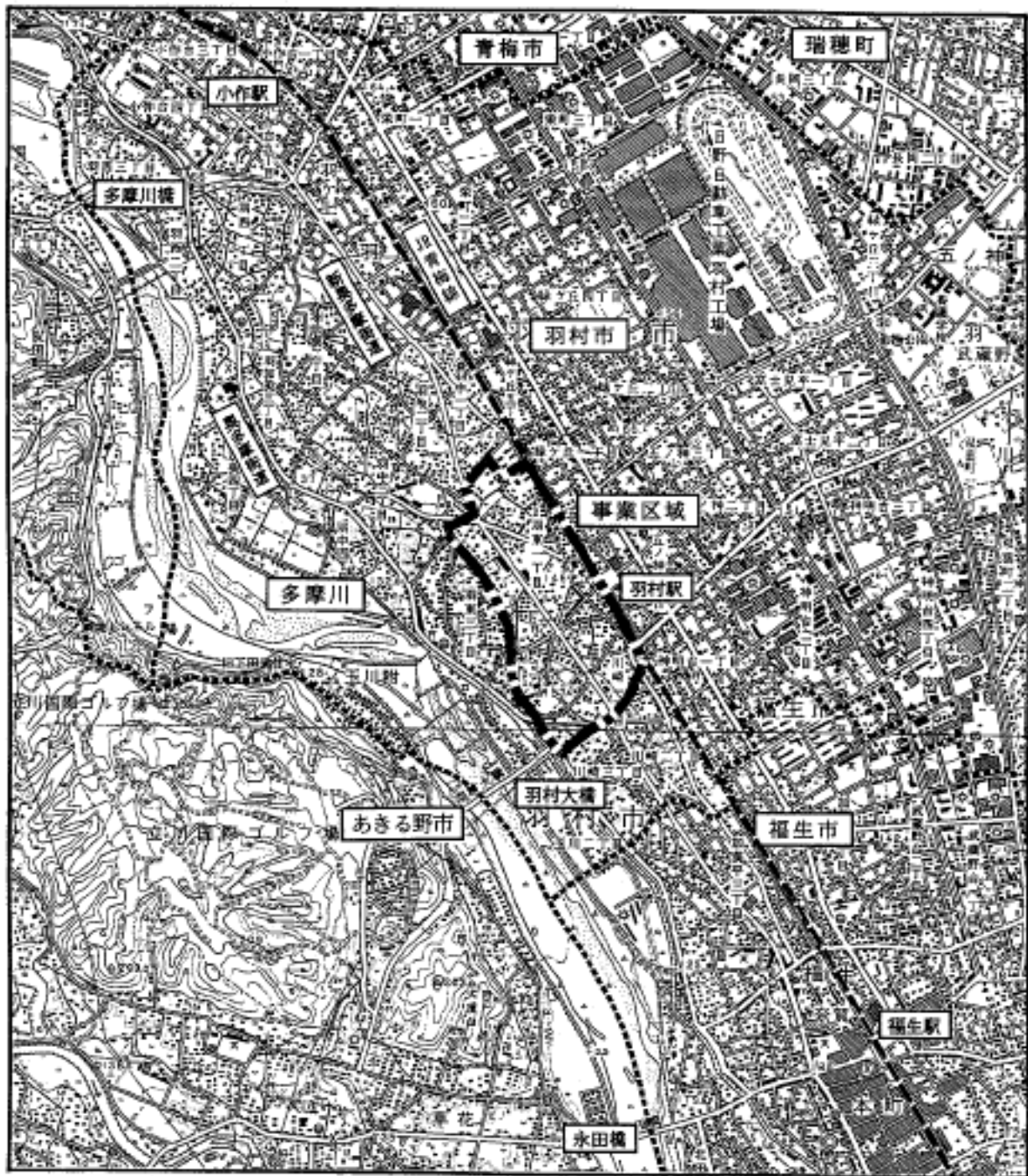
表1-3-1 計画の概要

項 目		概 要	
位 置		羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各一部（羽中一丁目、二丁目については道路部分のみ）	
事業区域面積		約 43.0ha	
計 画 人 口		約4,500 人	
土地 利用 区分	道 路	約12.9ha（都市計画道路5路線、生活幹線道路、区画道路、歩行者専用道路、駅前広場）	
	公園・緑地	約 1.8ha（近隣公園1、街区公園4、種々ボラ4、緑地1）	
	宅 地	住 居 系	約22.7ha（小学校1、幼稚園1、保育園1含む）
		商 業 系	約 5.5ha
そ の 他		約 0.1ha（保留地）	
事 業 期 間		平成10年度から平成19年度まで（予定）	

（注）保留地は売却して事業費の一部に充てるため施行者（羽村市）が確保する土地である。

1-4 対象事業の位置

本事業の位置は、図1-4-1 に示すとおりである。





凡 例	
	事業区域
	行政区界

図1-4-1 対象事業の位置

1-5 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業区域及びその周辺の現況、計画の内容等を考慮し、予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。評価の結論は、表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 騒 音	<p>工事の施行に伴い発生する建設作業騒音は、事業区域界（または工区境界）において、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準（80dB(A)）を下回っている。なお、工事にあたっては、機械の配置、1日に行う建設作業の時間や作業範囲等に十分配慮して工事を行うため、周辺環境に対する騒音の影響は少ないものと考えられる。</p>
2. 振 動	<p>工事の施行に伴い発生する建設作業振動は、事業区域界（または工区境界）において、東京都公害防止条例による指定建設作業の勧告基準（70dB）を下回っている。なお、工事にあたっては、機械の配置、1日に行う建設作業の時間や作業範囲等に十分配慮して工事を行うため、周辺環境に対する振動の影響は少ないものと考えられる。</p>
3. 植物・動物 3.1 陸上植物 3.2 陸上動物	<p>本事業の実施により道路部分が地形の改変を受ける。改変地域には、注目される種であるオニヤブソテツ等や羽村市指定の保存樹木が分布しているが、公園・緑地等への移植により保全される計画である。また、稲荷緑地内にある住宅地は、緑化される計画である。</p> <p>工事完了後は、公園、街路等に高木類を中心とした植樹群が充実し、年数の経過とともに、現況を上回る樹木群に覆われた緑豊かな市街地になるものと考えられる。</p> <p>本事業の実施により、果樹園、畑地等は、宅地、公園等へ土地利用が変更されるため、これらの地域で生息が確認された動物の生息環境は改変される。しかし、工事完了後の年数の経過とともに公園、街路等に植樹された樹木群が充実するため、人里的な環境に生息する種群を中心とした動物種がみられることになると考えられる。</p> <p>また、注目される種であるキシノウエトクテグモについては、工事前に確認された場所での調査を行い、生息を確認した場合には移植等の措置を講じることから影響は軽微であると考えられる。</p>

表1-5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
4. 景 観	<p>本事業の実施により現況の雑然とした市街地景観が整然とした緑の多い市街地景観へ変化する。また、稲荷緑地内の宅地化された区域が樹林地に復元され、連続した良好な樹林地景観となる。</p> <p>また、公園や街路には積極的な緑化を行うことから周辺環境と調和した緑の多い良好な市街地景観が形成されると考えられる。</p>
5. 史跡・文化財	<p>指定文化財については、現状のまま保存されることから、影響はない。</p> <p>工事の施行中に切土により改変される地域に分布する埋蔵文化財は、文化財保護法に基づき、記録保存等の措置を講じる。</p> <p>また、工事中に新たに発見された埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講じることから、事業区域の埋蔵文化財包蔵地への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>

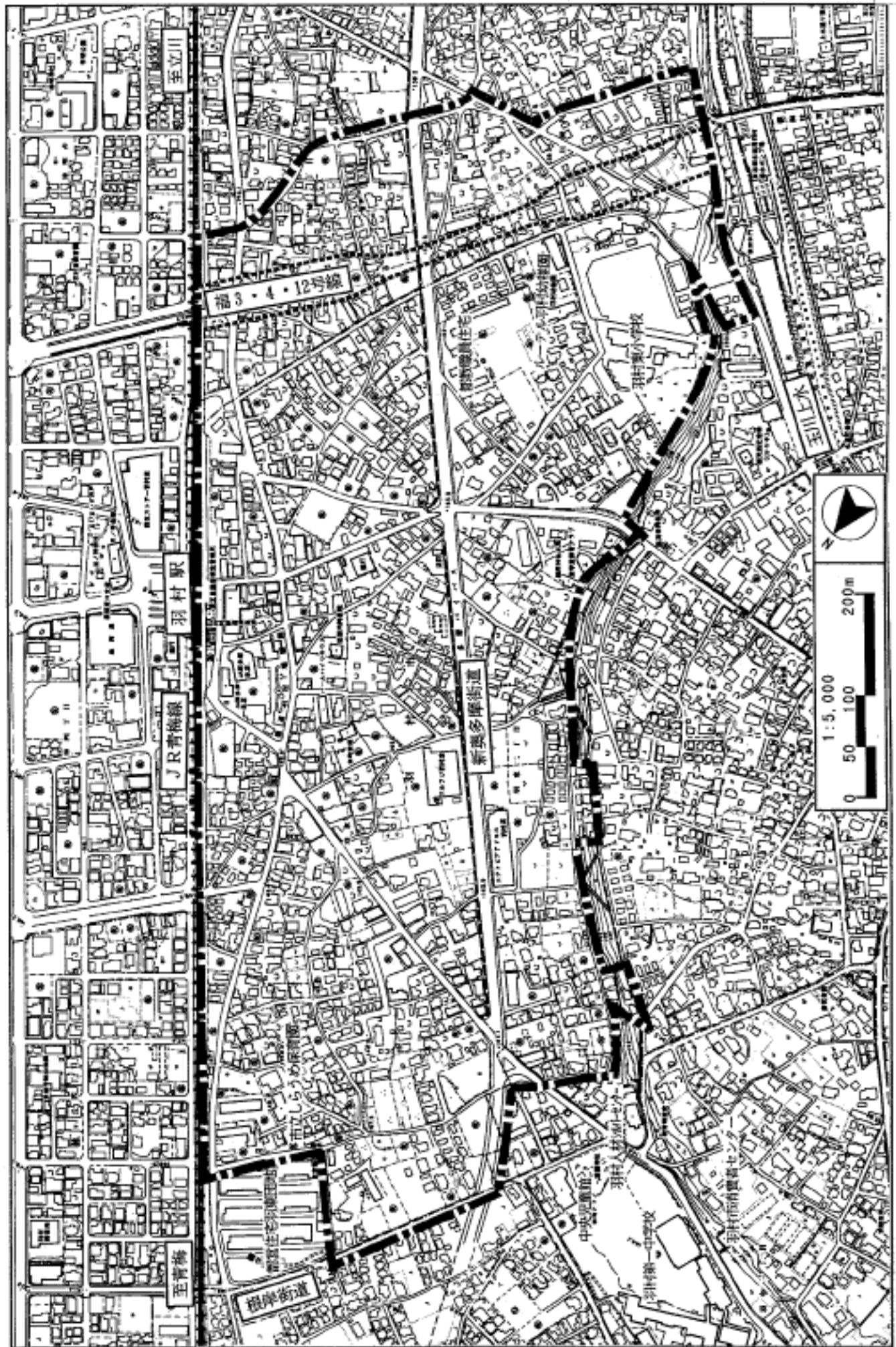
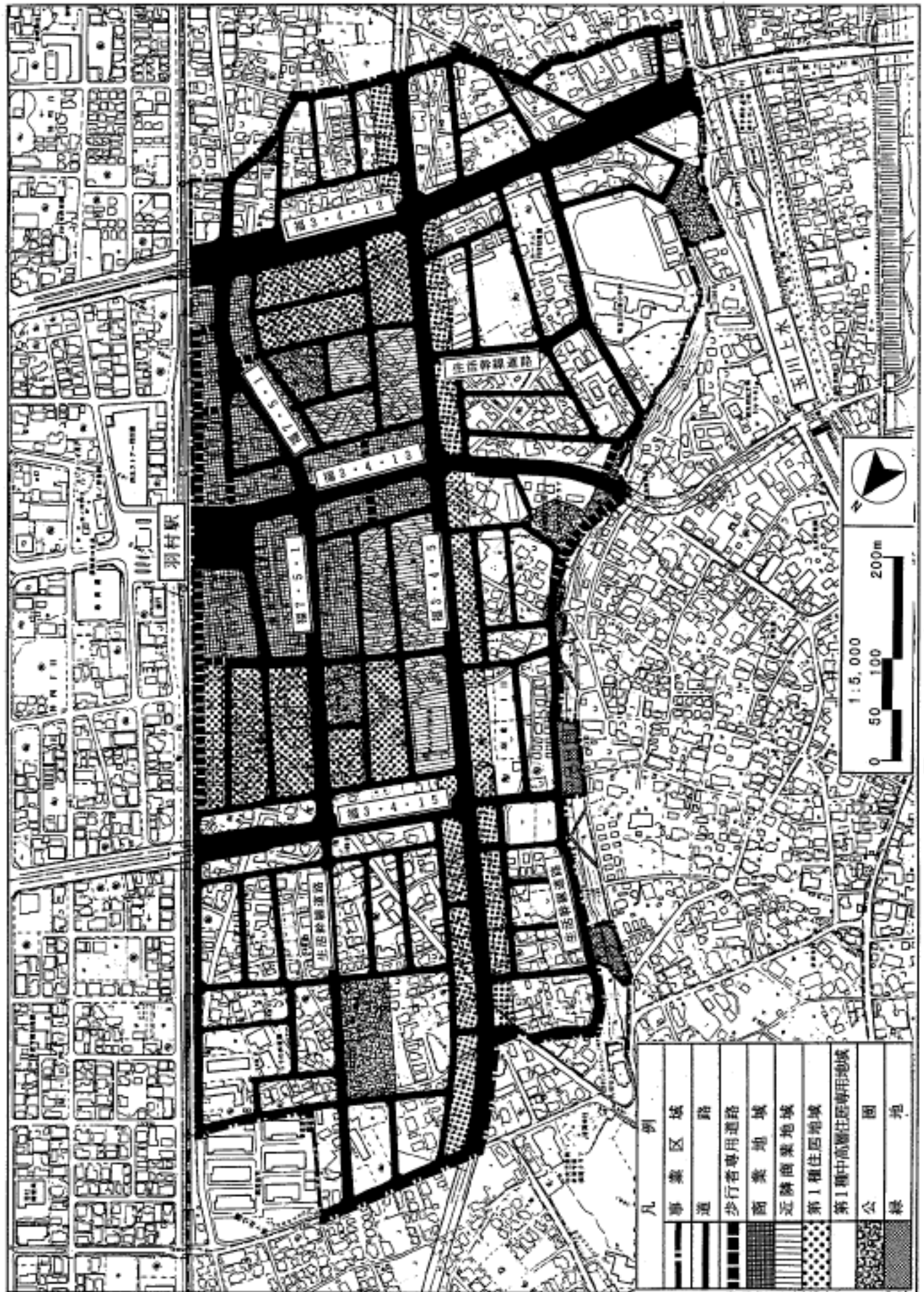


図2-2-1 対象事業の区域



凡例	事業区域
	道
	歩行者専用道路
	商業地域
	近隣商業地域
	第1種住居地域
	第1種中高層住居専用地域
	公園
	緑地

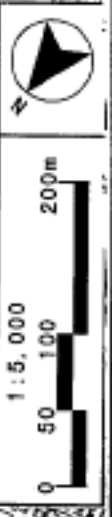


图 2-2-2 土地利用計画図